

略此數事者、照爛典章揚搘而言、足爲龜鏡、

〔古文書類纂下〕寶渡證文沾却田地新立券文事

○中

右件田地、元者馬三郎相傳領掌之地也、而今依有要用、宛現米玖石限永代作手令沾却于本阿彌陥事實也、○中若向後雖有御德政、全以不可申子細者也、仍爲後代龜鏡放新立券文之狀如件

元弘二年壬正月廿一日

馬三郎押華

嫡男彌八押華

〔北條五代記八〕大龜陸へあがる事

同じき年○天文十四年三月廿日の日中、大龜一つ小田原浦真砂地へはひあがる、町人は是をあやしみとらへ持來て、松原大明神の池の邊に置、八人が力にてもちわづらふ程也。氏康聞召、大龜陸地へあがる事目出度瑞相なりとて、即刻宮寺へ出御有て龜を見給ひ、仰にいはく、天下泰平なるべき前表には、鳥獸甲類出現する往古の吉例多し、是ひとへに當家平安の奇瑞兼て神明の示す所の幸なりと、御鏡を取よせ、龜の甲の上に是をおかしめ給ひ、それ龜鏡と云事は、さしあらはして隠れなき目出度いはれありと、御感悅な、めならず、竹葉宴醉をす、め、一家一門ことごく參集列候し、盃酒數順に及ぶ、萬歳の祝詞をのべ給ひてのち、件の龜を大海へはなつべしと有しかば、海へぞはなちける。